

## ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を最初に利用される場合は、当町の取扱店（局）として指定されなければなりませんので、右の『指定通知書』を利用されるゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度より引き続き同一のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行 \_\_\_\_\_ 支店長 様

\_\_\_\_\_ 郵便局長 様

埼玉県児玉郡上里町長

(公印省略)

## 指 定 通 知 書

地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により、貴店（局）を本町の町民税・県民税（特別徴収税額）納入取扱店（局）に指定したので通知します。

(特別徴収義務者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

- |            |                |
|------------|----------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯業 2 第 1364 号  |
| 2. 口 座 番 号 | 00180-1-960097 |
| 3. 加 入 者 名 | 児玉郡上里町会計管理者    |